

平成23年8月2日

新城市長 穂 積 亮 次 様

新城市作手地域審議会
会長 安藤 嘉浩

地域自治区制度について（答申）

平成23年5月18日付け新企3・1・3で諮問のあった標記の件について、
作手地域審議会の意見は別紙のとおりです。

別 紙

はじめに、本年3月11日に発生した東日本大震災から5カ月が過ぎようとしています。今も避難生活を送られている方々、そして犠牲になられた方々に対し、心からお見舞いとお悔やみを申し上げます。

さて、今後発生が予想されている東海地震、東南海地震、南海地震及びその連動型巨大地震は、私たちが暮らすこの地域にも高い確率で襲ってくる可能性があると言われていています。作手地区は、高齢化が進み一人暮らしの老人世帯が増加しています。また、中央部を除く南・北部の多くが急峻な地形であり、市役所本庁舎がある市街地から遠く離れており、災害による孤立も懸念されています。

合併による広い市域において、各地域の細部まで行政情報、行政サービスの手が届きにくくなっていることから、この地域自治区制度については、地域住民の意向が反映される制度としてその必要性を感じております。

また、区割については、地域性等を考慮し修正案で示された9地区が良いと考えます。

なお、この制度を進めるにあたり、次の事項に特に配慮をお願いいたします。

1 行政区長との連携について

- ・地域自治区イメージ図では、自治振興事務所から市民に向けての情報提供のみである。市役所からの行政情報を地域協議会に流していただき、行政区長を通じて地域住民に提供するなど、市と地域協議会が、また、地域協議会と区長とが情報を共有し、上手に連携していく仕組みが必要である。

2 まちづくり住民会議について

- ・地域協議会委員の任期は2年であるが、行政区長の任期は1年間である。制度をつなげていくためには、修正案ではその設立が必須ではなくなった「まちづくり住民会議」を、当初予定していた役割ではなく広く意見を聞き協議する組織として、その設置が必要と考えます。

3 各地域自治区を取りまとめる組織と代表者会議の開催について

- ・地域自治区からの要望事項については、事業ごとの担当部局ではなく地域自治区の受付窓口を本庁内に設置し、定期的に部長会議などで議論のうえ回答いただく仕組みが必要である。
- ・同じ市民としての意識を育み共有していくためにも、地域協議会の代表者会を定期的を開催していただきたい。

4 自治振興事務所について

- ・現在の総合支所機能がどの様になるのか明示いただきたい。

- ・自治振興事務所は、ワンストップサービス化が示されている。住民が必要とする用件が自治振興事務所で完結できるよう権限もった責任者の配置と相応の職員数を確保いただきたい。

5 その他

- ・今後、この制度を進めるに当たっては、具体的かつ率直な説明が必要である。